

地域内フィーダー系統確保維持計画

(名 称) 姫路市地域公共交通会議 陸運分科会

(代表者名) 会長 三輪 徹

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>姫路市が有する離島の内、家島本島及び坊勢島においては、これまでバス事業者及びタクシー事業者の参入がなく、全くの公共交通空白地域である。</p> <p>道路事情が非常に悪いため自動車保有率は低く、港からの端末交通手段としては徒歩や二輪が大半を占めている。</p> <p>当該地域においても高齢化が進行しており、港から各集落までの交通手段導入を求める声が高まったことを受け、地域・市・その他関係者の協働により、当該地域の実情やニーズを踏まえた運行計画を作成し、家島本島については真浦港及び宮港、坊勢島については奈座港を中心とした地域内フィーダー系統として「コミュニティバス（市町村運営有償運送（交通空白輸送）」を導入し、継続運行中である。</p> <p>各系統の確保・維持は、地域住民の移動手段確保と地域の活性化に資するため、本計画を策定し、引き続き補助制度を活用する。</p>
2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果
<p>(1) 事業の目標</p> <p>各コミュニティバスの目標値は次のとおりとする。</p> <p>① 坊勢コミュニティバス</p> <p>利用者数：1日あたりの乗車人員25人</p> <p>② 家島コミュニティバス</p> <p>利用者数：1日あたりの乗車人員40人</p> <p>(2) 事業の効果</p> <p>住民の通院・買い物等の生活手段確保による生活水準の維持・向上</p> <p>本土への公共交通ネットワーク連携による旅行や買い物、高度医療受診機会の確保・創出</p> <p>交通手段に制約を持つ高齢者等の外出機会の確保・創出</p>
3. 地域公共交通確保維持事業に係る目標を達成するために行う事業及びその実施主体
<ul style="list-style-type: none">・ダイヤ改正の検討：姫路市及び区会・老人会等での利用促進活動：姫路市
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
表1のとおり
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
姫路市（本補助金を除く部分）
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
姫路市
7. 補助金の交付を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定手法
該当なし

8. 別表1の補助事業の基準ニただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要	
該当なし	
9. 別表1の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧	
該当なし	
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項	
該当なし	
11. 外客来訪促進計画との整合性	
該当なし	
12. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要	
表5のとおり	
13. 車両の取得に係る目的・必要性	
該当なし	
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果	
該当なし	
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額	
該当なし	
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画	
該当なし	
17. 協議会の開催状況と主な議論	
<p>(1) 平成24年6月21日 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第2条第1項第1号に規定する生活交通確保維持改善計画を策定する協議会を「姫路市地域公共交通会議陸運分科会」と位置付けることについて承認を受ける。</p> <p>(2) 令和2年6月24日 生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）の内容について承認を受ける。</p>	
18. 利用者等の意見の反映状況	
<p>姫路市と運行管理者及び運転員との連絡を密にすることや、コミュニティバス車内での利用者へのヒアリングを通して、継続的な利用促進活動及び意見・要望の把握に努めている。</p> <p>利用者等からの意見は、運行を担う区会と情報共有し、必要に応じてアンケート調査を実施する等実務に反映している。</p>	
19. 協議会メンバーの構成	
一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の職員	神姫バス株式会社 バス事業部課長
市民又は利用者の代表	姫路市連合自治会会長 姫路市連合婦人会会長 姫路市老人クラブ連合会会長 姫路商工会議所理事・事務局長

国土交通省神戸運輸監理部の職員	兵庫陸運部 首席運輸企画専門官
兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所の職員	所長補佐
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表	神姫バス労働組合 副執行委員長
市域を管轄する警察署の職員	姫路警察署交通第一課長 飾磨警察署交通第一課長 網干警察署交通課長
市長又はその指名する者	姫路市都市局長 姫路市建設局長
その他市長が必要と認める者	国立大学法人 神戸大学 名誉教授 姫路市議会建設委員会委員長 公益社団法人 兵庫県バス協会専務理事 社団法人 兵庫県タクシー協会姫路支部支部長 社団法人 兵庫県タクシー協会姫路支部副支部長

※５．（表２）及び１４．（表７及び表９）については、地域公共交通確保維持事業を行う事業者ごとに作成すること。

※５．及び１５．中「費用の総額、負担者及びその負担額」とあるのは、地域内フィーダー系統においては、「費用の負担者」と読み替えるものとする。

※７．については、活性化法定協議会を補助対象事業者としない場合において、記入を要しない。

※５．（表２）、１０．（表３）及び１１．（表４）については、要綱第１７条に基づく生活交通確保維持改善計画について、作成を要しない。

※１２．（表５）については、地域内フィーダー系統確保維持事業を行う場合において、当該系統が運行される市町村について作成すること。

※１３．～１６．については、車両の取得を行わない場合において、記入を要しない。

※１６．については、車両減価償却費等国庫補助金の場合において、記入を要しない。